海南市障害者地域活動支援センター事業委託業務　公募型プロポーザル募集要領

１．目的

本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第77条の第１項第９号に基づく事業を実施するため、地域活動支援センター（Ⅲ型）を設置することにより、創作活動や生産的活動、地域社会との交流の機会の場を提供し、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目的とする。

２．委託業務の概要

（１）業務名称

海南市障害者地域活動支援センター事業委託業務

（２）業務内容

別紙仕様書を参照

（３）業務場所

受託者において海南市内に設置する。

（４）業務期間

令和９年４月１日から令和12年３月31日まで（３か年）

（５）業務規模

本業務の委託料上限額は３３，１２３，０００円以内とする。

内訳　令和９年度　　１１，０４１，０００円

令和10年度　　１１，０４１，０００円

令和11年度　　１１，０４１，０００円

※地域活動支援センターの運営は社会福祉法第二に規定される第二種社会福祉事業のため消費税法別表第二号第７号ロに該当し非課税となる。

３．参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

（１）企画提案書の提出期限において、海南市から指名停止の措置を受けていないこと。

（２）法人格を有している者であること。

（３）海南市と円滑な連絡調整ができる地域に事業所を有していること。

（４）障害者の援護対策として、指定障害福祉サービス事業者等又は指定相談支援事業所の実績を募集要領の公表日まで概ね５年以上有し、安定的な運営が図られている法人であること。

（５）障害者総合支援法第77条第１項第９号に定める、地域活動支援センターを適切公正、中立かつ効率的に実施できる法人であること。

（６）健全な財政状況であり、納付すべき税を滞納していないこと。

（７）障害者総合支援法第８０条に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準を満たし、事業を実施できるものであること。

（８）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（９）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

(10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

(11) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

(12) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある法人等でないこと。

(13) 本業務を行う十分な業務執行体制を有していること。

４．日程

内 容	期 間
募集開始 （市ホームページ、広報）	令和８年１１月２日（月）
質問受付期間	令和８年１１月２日（月）から 令和８年１１月１３日（金）午後５時（必着）
質問回答日時	令和８年１１月２０日（金）午後５時までに
企画提案書等の提出期限	令和８年１２月１１日（金）午後５時（必着）
プレゼンテーション審査の実施	令和９年１月中旬 予定 ※時刻・場所等の詳細については別途連絡する。
受託候補者決定・結果通知	令和９年１月下旬 予定

５．質問及び回答

本プロポーザルの内容に不明な点がある場合は、質問書（様式２）を提出すること。

（１）提出期限

令和８年１１月１３日（金）午後５時（必着）

（２）提出方法

質問書（様式２）に質問事項を記載のうえ、海南市くらし部社会福祉課宛てに電子メールで提出、併せて電話連絡すること。電話のみでの質問は受け付けない。

（３）提出先

海南市 くらし部 社会福祉課　障害福祉班（syafuku@city.kainan.lg.jp）

（４）回答

令和８年１１月２０日（金）午後５時までにメールにて回答する。

（５）説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

６．企画提案書等の提出方法

（１）提出期限

令和８年１２月１１日（金）午後５時（必着）

（２）提出方法

海南市くらし部社会福祉課まで持参又は郵送により提出すること。持参による提出は、土曜、日曜を除く平日の午前８時30分から午後５時までとする。

（３）提出先

海南市 くらし部 社会福祉課　障害福祉班

（４）提出書類

① 参加申込書兼誓約書（様式第１号）
② 法人の概要（様式第３号－１）
③ 法人の事業実績の概要（様式第３号－２）
④ 業務の人員体制（様式第３号－３）
⑤ 配置予定職員経歴書（様式第３号－４）
⑥ 業務運営に関する事項（収支計画）（様式第４号）
⑦ 海南市障害者地域活動支援センター事業業務提案に関する事項（様式第５号）
⑧ 設置予定施設の概要（Ａ４任意様式）
　設置予定施設の場所が分かる地図、創作的活動等の場所をイメージできるよう写真等を添付すること。
⑨ 見積書（様式第６号）
　３年分の合計見積価格と各年度の見積価格を記入し、代表者の記名押印すること。

提出部数

７部（正本１部、写６部）

その他留意事項

ア　提出された書類の外、この募集要領及び別紙様式に示された条件への適合の可否について証明となる書類の提出を求める場合がある。このとき確認が取れない場合は、失格とすることがある。

イ　見積書の最低見積金額を提示した者が選定されるとは限りません。

７．プレゼンテーションの実施

（１）実施日時　　令和９年１月中旬頃

※時刻・場所等の詳細については別途連絡する。

※説明時間は20分以内、質疑応答10分程度のプレゼンテーションを実施する。

（２）審査項目及び評価基準

受託候補者の選定にあたっては、次の事項を基準とし、これにより審査する。

地域活動支援センター事業実施業務委託事業者選定審査に係る評価項目等

評価項目	評価内容	配点	合計
法人等の状況	**財務状況**		２０点
	法人の事業実績は、十分か	１０点	
	事業計画からみて、適正な収支計画、妥当な委託料の積算になっているか。	１０点	
運営における理念・方針	**地域活動支援センターに対する理解**		１５点
	地域活動支援センターの役割に対する理解度、障害者支援に対する基本的な考え方は十分か。	１５点	
業務体制	**サービス提供方針や年間行事計画等について**		３０点
	利用者の利便性を踏まえた場所、施設の開所日時の設定となっているか。	１５点	
	利用者の立場に立った内容、心身の状態・能力に応じた内容のサービス提供、体制となっているか。	１５点	
	地域活動支援センターの業務運営体制		２５点
	関係機関との連携に対する取り組みはどうか。	５点	
	人権擁護・虐待防止・個人情報保護・情報公開に対する意識、体制は十分か。	５点	
	職員研修への取組みはどうか。	５点	
	苦情処理に対する体制は適切か。	５点	
	災害・事故・防犯対策、衛生管理について適切か。	５点	
プレゼン内容	提出資料や説明のわかりやすさについて	１０点	１０点
			１００点

・合計点数は１００点満点で、審査基準点は６０点以上とし、下回ったものは失格とする。（配点合計の６割以上）

・審査対象事業者が１事業者の場合も、上記基準点を適用するものとし、基準点に満たない場合は選定しないものとする。

（３）受託候補者の選定方法

ア　審査の結果、最高得点を得た参加事業者を受託候補者とし、その者が辞退を申し出た場合などは次順位者を受託候補者として選定する。

イ　最高得点を得た事業者が２者以上ある場合は、経費見積が最低額の者を受託候補者とし、最低額を提示した者が２者以上ある場合は、審査会での合議により受託候補者を選定する。

ウ　なお、審査会の審査の結果、参加事業者のいずれもが最低基準点（総得点 60 点）を超えない場合は、選定しないものとする。

（４）選定結果通知

ア　参加申込書・企画提案書等を提出した者へ、令和９年１月下旬に文書等により通知するものとし、受託候補者を海南市ホームページで公表する。

イ　選定に対する問い合わせ及び異議には、一切応じないものとする。

８．参加申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（１）提出書類等が本募集要領の提出方法に適合しない場合
（２）提出書類等が本募集要領に示された条件に適合しない場合
（３）提出書類等に虚偽の記載があった場合
（４）会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
（５）審査の公平性を害する行為があった場合
（６）その他、本募集要領に違反すると認められた場合

９．提出書類の取扱い

提出種類の取扱いは、次の各号によるものとする。

（１）提出書類の著作権は、参加申込者、企画提案書等提出者に帰属する。ただし、海南市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
（２）提出書類は一切返却しない。
（３）企画提案書等の提出期限（令和８年 12 月 11 日（金）午後５時）後は、記載された内容の修正又は変更を認めない。
（４）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、海南市情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

10. 契約

本プロポーザルの審査結果に基づき、海南市は受託候補者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結するものとする。

ただし、選定した者が、地方自治法施行令第 167 条の４第１項又は第２項の規定する者に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、再度、受託候補者を選定する。

11. 留意事項

（１）本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
（２）業務を遂行するにあたり知り得た情報について、海南市の許可なくして外部に漏らしてはならない。